

## 令和7年第7回教育委員会会議

令和7年 5月21日

午前 9時30分 開会

### 1 開会宣言

○廣瀬教育長 それでは、ただいまから令和7年第7回教育委員会会議を開会いたします。  
会期は、本日限りといたします。

本日の欠席者を教育総務課長から報告願います。

○森教育総務課長 豊田委員におかれましては、全国市町村教育委員会連合会定期総会に出席のため、欠席となっております。

なお、議案第29号、四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命についての説明者として杉本こども未来課長、山路青少年育成室長が出席されております。

また、議案第30号、四日市市社会教育委員の委嘱についての説明者として、坂倉市民生活課長に出席いただいております。

以上です。

○廣瀬教育長 ありがとうございます。

傍聴者はお見えですか。

○伊藤(由)教育総務課主幹 本日、傍聴者はありません。

### 2 会議録の承認

○廣瀬教育長 それでは、先にお渡ししております令和7年第2回及び第3回の会議録について、何かございましたでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 特にないようですから、承認といたしたいと思います。

### 3 会議録署名者の決定

○廣瀬教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、伊藤委員と堀委員とでお願いしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですから、お願いをいたします。

#### 4 議事

○廣瀬教育長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事は議案7件、報告事項1件ですが、議案第32号及び第33号、動産の取得について、報告事項、令和6年度繰越事業については、今後、市議会等で審議・検討される事項であるため、非公開で審議する必要があると考えますが、皆さん御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですから、後ほど非公開で進めたいと思います。

##### (1) 議案

###### 議案第27号 四日市市立図書館協議会委員の任命について

○廣瀬教育長 それでは、議案の説明に入ります。

議案第27号、四日市市立図書館協議会委員の任命についての説明をお願いします。

○谷本図書館長 はい。図書館の谷本です。よろしくお願いたします。

では、資料の34分の3ページを御覧ください。議案第27号、四日市市立図書館協議会委員の任命についてでございます。

資料を飛んでいただきまして、34分の6ページを御覧ください。図書館協議会図書館法第14条において、館長の諮問機関として公立図書館に置くことができると定められており、本市では四日市市立図書館協議会条例第2条の規定に基づき、9名の委員がいらっしゃいます。

資料を戻っていただきまして、もう一度34分の3ページを御覧ください。資料に記載の9名の方々を図書館協議会委員として任命することについて、お諮りさせていただきます。

令和6年度はこの協議会を3回開催いたしまして、新図書館の計画、各種事業や現在の図書館の課題等について御意見を頂戴いたしました。今年度も新図書館に関するもののほか、自動車文庫や電子図書館などのアウトリーチサービスなどに関しても御議論をいただくことを想定しておりまして、5回の開催を予定してございます。

34分の4ページを御覧ください。今回の任期につきましては、学識経験者、図書館ボランティア、学校司書の9人をお願いするところでございます。9名のうち再任が7名、新任が2名となっております。任期は令和7年6月1日から令和8年5月31日までの1年間となっております。

私からは以上です。

○**廣瀬教育長** ただいまの説明内容につきまして、御確認、御質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○**廣瀬教育長** 特に御異議ないようですので、原案のとおり承認といたします。

#### 議案第28号 四日市市立博物館協議会委員の任命について

○**廣瀬教育長** 続きまして、議案第28号、四日市市立博物館協議会委員の任命についての説明をお願いします。

○**杉田博物館副館長** 博物館の杉田でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第28号、四日市市立博物館協議会委員の任命について、御説明いたします。

初めに協議会に関しまして御説明させていただきますが、34分の12ページを御覧ください。博物館協議会は、博物館法において公立博物館に置くことができると規定されておるものでして、当館におきましても博物館の事業報告や、次年度以降の計画に対する意見や、博物館の方向性等について意見を頂戴しております。この協議会の委員の構成につきましては、中段を御覧いただきますと、文部省令がございますが、学校教育や社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者と、学識経験者の中から任命するとされてございまして、本市の博物館条例におきましてもそのように規定しているところでございます。

では、資料のほうは戻りまして、34分の9ページを御覧ください。今回、協議会の委員に記載の14名の方の任命をお諮りするものでございます。

資料10ページを御覧ください。選出団体や役職名を記載した表でございますが、博物館協議会は定員が20名以内、任期は6月1日から2年間になってございます。今回、ちょうど2年の区切りになりますが、選出団体等はこれまでと変更なく、備考欄に新任、あるいは再任と記載させていただいております。

協議事項といたしましては、博物館のこれまでの活動の総括と今後の活動方針について

協議していくこと、また毎年度の博物館の運営全般におきまして、意見を頂戴いたしたいと思っております。協議会開催頻度は、年間3回程度と予定しております。

説明は以上です。

○廣瀬教育長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明について、御確認、御質問等ございましたらお願いします。

○堀委員 博物館の14番、吉久さんの漢字が、おそらく違います。大きい樹ではなくて、定規の規です。

○廣瀬教育長 また確認してください。

○杉田博物館副館長 大変失礼しました。おわびして、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○廣瀬教育長 ほか、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですので、原案のとおり承認といたしたいと思えます。

#### 議案第29号 四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命について

○廣瀬教育長 続いて、議案第29号、四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命についての説明をお願いします。

○山路こども未来課青少年育成室長 こども未来課青少年育成室の山路です。よろしくお願いたします。

34分の13ページ、議案第29号、四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命についてでございます。

14ページの資料を御覧ください。今年度は2年任期の1年目に当たります。3名の方が新任、6名の方が再任でございます。

16ページにございます四日市市少年自然の家運営協議会規則第3条の規定に基づき、この9名を四日市市少年自然の家運営協議会委員に委嘱又は任命することについて、お諮りさせていただきます。なお、任期は令和7年7月1日から令和9年6月30日までとなります。

年間2回開催されます運営協議会では、四日市市少年自然の家の運営状況や利用状況等について御審議いただくとともに、自然教室や指定管理者の主催事業等について、委員の皆さんから御意見をいただいております。昨年度7月に開催されました1回目では、委員

からはアンケート結果にある利用者の満足度の高さは、自然の家スタッフが安全第一かつ柔軟な対応をしてもらっている表れであるという御意見をいただきました。また、熱中症対策に関わる御質問や御意見を多くいただきました。自然の家や青少年育成室から、熱中症対策としてマニュアルを作成し、WBGTの測定値を館内に掲示したり、館内放送で注意喚起を行ったりしているという報告をし、委員からは、今後も利用者の安全を最優先して活動していくことをあらためて強く要望されました。3月に開催されました2回目では、委員の皆さんから、一昨年度よりも利用人数が若干減少したことについての御質問がありました。昨年度は台風、雪などにより閉館した影響で利用団体数が減っていること、1団体当たりの利用人数が減少していることが要因であるという回答を行いました。

また、資源確保や物価高騰の影響により、次年度から薪代や食堂の御飯のお代わり分の値上げなどについて、委員の皆様にも御了承をいただきました。今年度も2回の運営協議会を計画しております。

昨年度利用者は3万5,511人で、ピーク時に比べてまだ6割ほどとなっております。少年自然の家の運営について、今年度も委員の皆様から忌憚のない御意見をいただき、よりよい少年自然の家を運営、そして利用者数のより一層の回復につなげていきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○廣瀬教育長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明について、御確認、御質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですので、原案のとおり承認といたします。

#### 議案第30号 四日市市社会教育委員の委嘱について

○廣瀬教育長 続きまして、議案第30号、四日市市社会教育委員の委嘱について、お願いします。

○坂倉市民生活課長 市民生活課長の坂倉でございます。よろしくお願いいたします。

議案第30号、四日市市社会教育委員の委嘱について、でございます。

資料の34分の17ページを御覧ください。

社会教育委員に関することにつきましては、令和4年度から教育委員会からの補助執行

の形で、市長部局の市民生活部市民生活課が所管することとなりましたので、私のほうから御説明させていただきます。

社会教育委員につきましては、社会教育法第15条により市町村に置くことができるとされております。本日は資料に記載の山梨裕子様、諸岡篤様、森下大介様、瀬川岳彦様、出口文彦様の5名の方々を社会教育委員として委嘱することについて、お諮りさせていただきます。

続いて、18ページを御覧ください。議案参考資料として委員の名簿案をおつけしております。本市では、四日市市社会教育委員設置条例を制定し、本条例に基づき委員の委嘱を行っており、現在11名の委員がいらっしゃいます。全11名の委員のうち、5番、四日市市自治会連合会代表の出口文彦委員の任期が、今月末の令和7年5月31日で満了ということで、改選に伴う委嘱を行うものでございます。また、2番山梨様、3番諸岡様、4番森下様、8番瀬川様におかれましては、欠員により後任として新たに委員をお願いする皆様であり、任期は前任者の在任期間とするため、令和8年5月31日までの1年間となります。なお、お諮りする5名の皆様は、名簿案に記載の各団体から御推薦いただいた方々となっております。

次に、19ページをお願いいたします。議案参考資料として、社会教育委員の活動内容等について記載しております。本市の社会教育に関する御意見を頂戴し、また御審議いただく場として四日市市社会教育委員会会議を年2回開催しておりまして、毎回テーマを定め、社会教育に関連する市の施策や取組などについて、委員の皆様にご議論いただいております。令和6年度におきましては、11月と2月の2回会議を開催し、11月の第1回会議では四日市市の生涯学習・社会教育関連の取組について、御議論いただいております。また2月の第2回の会議では、四郷郷土資料館の見学を行った上で、その取組について御議論いただいております。

社会教育委員の委嘱につきましては、説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○**廣瀬教育長** ただいまの説明につきまして、御確認、御質問等ございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**廣瀬教育長** 御異議ないようですので、原案のとおり承認といたします。

### 議案第31号 四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

○廣瀬教育長 続いて、議案第31号、四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命についての説明をお願いいたします。

○川森育ち支援課長 育ち支援課、川森でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

34分の22、議案第31号、四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命についてです。四日市市条例の第24号、第4号に基づき、22ページに挙げさせていただいた5名の方に、新たにいじめ問題対策連絡協議会の委員に委嘱、任命したいと考えております。この5名を含め各委員の役職継続等につきましては、23ページを御覧ください。委員計10名の方を御確認いただきたいと思います。

次に、24ページを御覧ください。この会議につきましては、各警察署、児童相談所、法務局など、いじめ防止等に関する機関及び団体が、いじめ防止対策について連携が図れるように情報交換を行うものです。協議事項としましては、そこに記載の3点になります。いじめの状況の内容につきましては、文科省調査の認知件数、いじめ発見のきっかけ、いじめの対応、教育委員会の取組などを紹介しております。また、事例検討も行い、各関係機関との連携についても話し合う予定です。それぞれの関係機関の取組を確認することで、連携の円滑化が図られ、いじめの早期解決が期待できます。SNSの普及の影響もあり対応に苦慮する事案が増加していることから、学校だけで解決を目指すことなく、関係機関での積極的な連携を図り、いじめの解決を図っていききたいと思います。

25ページにつきましては、本協議会の設置に関する法令等の抜粋が挙げてございますので、御覧いただきたいと思います。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○廣瀬教育長 ただいまの説明につきまして、御確認、御質問等ございましたらお願いをいたします。

○菅生委員 活動内容として、いじめ防止対策において連携が図れるようにということで、何か事案が起きたときに、横の連携をきちんと取りながら対応していこうという趣旨も含まれているのかなと思いますが、そういったことで、まずはよろしいですか。

○川森育ち支援課長 そうです。警察とか、いろんな関係機関が関わる事案もございまして、警察とも連携しています。

○菅生委員 そういった意味でいくと、例えばこのメンバー10名、誰がどうというわけ

ではなくて、この役職や団体をどういうふうを選んでるのが少し気になりました。というのも、これは四日市市いじめ問題対策連絡協議会ということで、四日市市教育委員会が管轄しているところに属している小学生や中学生だけではなく、おそらく四日市市に住んでいる全小中学生が、何か起きたときにそれを対応してもらえる場ということかなと思ったのです。だとすると、ここには四日市市立小学校長会と中学校長会の方々はいらっしゃると思いますが、例えば私立については、どのように連携を取っているのが少し気になりましたので、御説明いただければと思います。

**○川森育ち支援課長** 私立との関係があれば、公立の小・中学校で起きたことでも、その関係の部分について、その学校にも連絡させてもらって連携を取っています。

**○廣瀬教育長** 基本的には四日市の公立小・中学校の情報しか私どもは扱えないということになりますので、私立については県の私学課に入ったり、市民の相談窓口としては教育委員会のいじめ相談窓口のほか、こども未来部青少年育成室にも窓口を置いていますので、そこへ私立の保護者さん等々の相談があれば、この連絡協議会のネットワークの中で対応することも可能であるかなとは思っています。

**○菅生委員** 今回、これを否認するつもりは全くないのですが、今後として、例えば一般の市民から考えると、四日市市教育委員会というのは、知っている人は四日市市が管轄している、四日市市立の小・中学校なのだと分かりますけど、そうではないと、おそらく四日市市民だから四日市市教育委員会が管轄なのかなというイメージを持つ方もいらっしゃると思いますし、そのすみ分け、おそらくいろいろあるかと思うのですが、四日市市に住んでいる小・中学生、市民全員に対して、何か四日市市教育委員会としてもきちんと対策を取れる、また、いろんな情報を吸い上げながら連携が取れるような、そんな体制を今後築いていただけたらなと少し思いましたので発言させていただきました。

**○廣瀬教育長** ありがとうございます。

その辺りのネットワークについては、今、青少年育成室のほうで、いじめ相談窓口を置いていますよね。

**○山路こども未来課青少年育成室長** 青少年育成室の山路です。私どもの室のほうに、学校外のいじめ等の相談窓口を設置しております。ただ、今のところ、委員がおっしゃられた私立の学校の相談というのはない状況なのですが、ある場合はまた共有をしたいと思います。

**○菅生委員** 四日市市立の小学校・中学校だけとせずに、もう少し幅広く、四日市市民全

員を対象としているいろいろなサポートができるような体制が取れるといいのになと思った次第です。もちろん四日市市役所としては、おそらくいろいろ対応してくださっているとは思いますが、そういう連携はすごく大事だと思っています。ふだんからこういう連絡協議会みたいな場があるからこそ、いろいろな情報をお互いに交換し合いながら、このときはこうだったよね、こうしたほうがいいよねとか、こんなときはどうしているとか、お互いに相談できるとか、聞き合えるとか、そんなことが起きてくるのかなと思いますので、全体、四日市市としてのボトムアップという意味でお考えいただけたら大変うれしいなというところですよ。

○廣瀬教育長 ありがとうございます。

情報連携や、対応の連携についての方法については、また県とも相談しながら考えていきたいと思っています。

○菅生委員 ありがとうございます。縦割りにならないようにお願いできればと思います。

○廣瀬教育長 ほか、この案件について。

○堀委員 年に1回実施と書いてあるのですが、どんな時期にされているのかなと。年度末に1年あったことを報告し合っていて、どんな活動したよと報告し合う感じなのか、近況報告、状況報告をされるのか、年度初めにこういうスタンスでいきましょうねとお話をされるのか、どんな感じの話が報告されるのでしょうか。

○川森育ち支援課長 1月に今年度あった事案等を含めた事例検討会をやっています。

○堀委員 事例検討会。はい、ありがとうございました。

○廣瀬教育長 協議会自体はそういった報告なり事例の確認なりです。

○堀委員 顔を合わせるような感じですか。

○廣瀬教育長 菅生委員が言われたとおり、ふだんの関係性の中で相談、対応していただけるリソースを探しながら相談する関係をつくっていくための協議会なのかなと思っていますので、どちらかという、この協議会で何かいろんな結論を出すとか、方向性を示すとか、そういったものではなくて、日常的に助けていただける関係をつくっていくという、そういったところで機能しているのかなと思っています。うちの育ち支援課も、毎月警察回りはしていただいて、情報交換もしながら、何かあったときは対応をお願いすると、そんな関係性を持っているところですよ。もちろん児童相談所も回っているのとかね。

法的なところは、うちの顧問弁護士や市の法務専門監に相談しながら対応していますし、必要があれば法務局にも特に人権の相談等をしている状況ですので、ふだんの連携が大事

かなと思っています。

○堀委員 はい、どうもありがとうございました。

○廣瀬教育長 ほか、よろしいですか。はい、どうぞ。

○伊藤委員 1つ戻るのですが、社会教育委員の委嘱についてです。

社会教育委員は対象とする範囲がとても広いと思います。四日市市は今、教育委員会の外のところの部門がいろいろやっていると認識していますが、前年度、こどもの居場所に関することをかなり意識した議論の内容に挙げていただいていたと思います。

今後、こどもの居場所という視点において、もちろん小中学生もそうですけれども、その上の子どもたち、青少年においても社会教育との関わりで居場所づくりというのは非常に大事になってくるものがあって、ぜひ焦点を当てながら進めていただけたらなと思います。

これは私の希望というか願望で、お願いになります。委嘱する方がどうこうということではなく、全く異論はないのですけれども、よろしく願いしたいなと思いました。

○廣瀬教育長 何かコメントがあればお願いします。

○坂倉市民生活課長 今、おっしゃっていただいたこどもの居場所の充実というところで、関係部局と調整させてもらいながら考えていくということで、進めていきたいと思っています。

○廣瀬教育長 ありがとうございます。では、いじめに戻ってよろしいでしょうか。

いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱、任命について、何か御質問、御確認ありますか。よろしいですか。

それでは議案第31号について御異議なければ、原案のとおり承認といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 では、原案のとおり承認といたします。

これより先は、先にお諮りいたしました非公開の案件に入ります。

傍聴の方はお見えになりませんね。